

## 日本における「人身取引」問題の中心と周縁 ： 国際的議論と市民活動の語りから

佐々木 綾子<sup>1)</sup>・大野 聖良<sup>2)</sup>・島崎 裕子<sup>3)</sup>

<sup>1)</sup>千葉大学大学院国際学術研究院    <sup>2)</sup>お茶の水大学基幹研究院    <sup>3)</sup>東海大学国際学部

### Center and Marginal of “Trafficking in Person” in Japan: Analyzing International Discussions and Narratives of Civil Society

SASAKI Ayako, ONO Sera and SHIMAZAKI Yuko

#### 要旨

「人身取引」は、搾取の目的で暴力や詐欺などの手段を用いて人を獲得、輸送、収受し、売春や労働などを強要する犯罪であり重大な人権侵害であるとして、複数の国際規範や各国の外交政策が複合的に重なり合う地点においてアプローチが模索されてきた。しかし近年、正規の移住労働、強制的な移住や「人の密輸」との境界線が一層曖昧になるなか、移住を媒介する行為者や組織、雇用・労働形態、情報の流通経路の多様化が促進され、送出国における最も脆弱な層にみられてきた女性や子どもの性的搾取目的での人身取引はむしろ捉えにくくなっている。「人身取引」問題をめぐる国際的議論や市民活動の語りの中心と周縁は絶えず変化し得る。今後の市民活動においては、パレルモ議定書の国際定義をもとに「人身取引」を一括りに論じるのではなく、ローカルな文脈において異なる支援ニーズをもつ一人ひとりの背景に応じた「人身取引」の解釈を鍛えていく必要があるだろう。

#### キーワード

人身取引、パレルモ議定書、現代奴隷制、技能実習制度、市民活動

## はじめに

「人身取引」は、搾取の目的で暴力や詐欺などの手段を用いて人を獲得、輸送、収受し、売春や労働などを強要する犯罪であり、重大な人権侵害として国際的且つ学際的に取り組まれてきた。2000年に国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（略称：国際組織犯罪防止条約人身取引議定書、通称：パレルモ議定書）が採択されたことによって、それまで主な対象とされてきた女性や子どもの性的搾取を目的とした取引に限らず、あらゆる産業において起こり得る労働搾取や強制労働、臓器の摘出を目的とした人の取引もが「人身取引」として扱われることとなった。

パレルモ議定書の採択以前の人身取引対策は、国連を中心として「ジェンダー平等」や「女性に対する暴力の根絶」という枠組みで語られ、その取り組みが個別に展開されていた。パレルモ議定書採択後は、国際移住機関（IOM）や国際労働機関（ILO）の関わりが強化され、近年では、難民支援を行う国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との協働も実施されている。また同議定書は「国際組織犯罪防止条約」の附帯議定書であることから、国連薬物犯罪事務所（UNODC）より毎年、人身取引に関する報告書が出されている。それに加え、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」や「持続可能な開発のための2030アジェンダ」「移民と難民のためのニューヨーク宣言」「安全で秩序ある正規の移住のためのグローバルコンパクト」などで人身取引は解決すべき課題として位置づけられ、各国政府や企業は具体的対策をとるよう要請されてきた。とくに、日本を含む受入国では、人権、福祉や貧困、女性や移民の搾取、サプライチェーン上の労働搾取をなくす取り組み、難民をはじめとした非正規の国際移動や移住労働との関連で議論されてきている（齋藤 2024、佐々木 2020、人身売買禁止ネットワーク 2004、山田 2016、Ogawa 2020、Sasaki 2020、Shimazaki 2023）。また、送出国とされるカンボジアなどの地域開発の文脈では、貧困削減やジェンダー平等、エンパワメントとの関連で議論がなされており（齋藤 2024、島崎 2018、田中 2017）、国連機関と政府、NGOや企業が協力し人身取引被害予防と被害者支援に取り組んできた。このように、複数の国際規範や各国の外交政策が複合的に重なり合う地点において、法学、社会学、社会福祉学、国際開発学、ジェンダー研究、移民研究などの領域における学際的協働を備えた人身取引へのアプローチが模索されている。

そのなかで、近年の国際社会における議論は、米国国務省が毎年発行する「人身取引報告書 Trafficking in Persons Report（以下、TIP報告書）」に代表されるように、人身取引と「現代奴隷制」とを等閑視した取り組みの推進が中心となってきた。たとえば、性的搾取のみならず、農業や漁業、建設業といった産業や家事労働といった職種における搾取的な労働状況が注目を集めている。ただし、正規の移住労働の枠組みにおける搾取構造、「難民」として扱われてきた強制的な移住や「犯罪」として扱われてきた「人の密輸 smuggling」との境界線がより一層曖昧になるなかで起こる搾取に目が向くようになるに

つれて、送出国における最も脆弱な層にみられてきた女性や子どもの性的搾取目的での人身取引がむしろ捉えにくくなっている現状も指摘されている<sup>ii</sup>。さらに過去数年では、「ロマンス詐欺」や「特殊詐欺」などを含む「詐欺行為 scamming」へと強制的に従事させるというケースが人身取引の枠組みにおいて注目されるようにもなり、これまで送出国として対策をしてきたカンボジアやフィリピンは、受入国としても対応を考える必要性が出てきた。

国際社会では、「誰一人取り残さない」といった大きな標語が掲げられてはいるものの、たとえば人々の可動性が極めて低い農村部にあるコミュニティや、自給自足と物々交換を基盤に成り立ってきた山岳地帯のコミュニティなどは慢性的な貧困状態に置かれたままグローバル資本主義経済に巻き込まれ、そこから字のごとく「売られる」女性や子どもたちが、むしろ近年の人身取引の議論からは取り残されているようにみえるのである。つまり、被害を予防する場面、被害国から出身国への帰国支援および出身地域での再統合支援、そして移動先での定住支援の場面において、ジェンダーやエスニシティ、出身階層、家族や地域コミュニティとの関係性など個々の置かれた状況や被害までの経緯、搾取の形態、社会資源や人的資源の在り様を考慮せずに「人身取引」ないし「現代奴隷制」とくくり、一律に「被害者」の再統合支援や「サイババー」のエンパワメントを考えることに大きな弊害が生じている。

こうした現状の背景には、人を募集し採用する方法や搾取の形態とともに人が国際移動をする際に用いる手段が多様になったことがある。それに加え、議定書における人身取引の定義、各国において人身取引として実際に認定されるケース、市民活動に携わる人々が語る人身取引の実態に乖離が生じており、それぞれが優先して取り組もうとする課題や「問題」とみなす要素、支援のアプローチが異なることがある。そこで本稿では、国連や政府による統計、報告書および筆者らによる各国におけるインタビュー調査から得られた情報を分析し、人身取引や現代奴隷制をめぐる国際的議論、政府による人身取引被害者認定の報告、人身取引をめぐる市民活動や啓発活動に携わってきた人々の語りの中心がいかに変化しつつ「人身取引」という問題を構築し続けているのか、その全体像を描く。持続可能な開発が目指されつつも、あらゆる行為が商業化ないし労働化されるなか、「人身取引」は何を問題化し、市民活動はそうした問題にどのように対応しようとしてきたのかを探りたい。

## 1. 国際的議論にみる人身取引

### (1) 世界の人身取引の動向

UNODCが2年毎に発行するGlobal Report on Trafficking in Personsの2022年版報告書によれば、多くの国がデータとして報告している2020年の人身取引の被害者発見数の合計は46,850人で、COVID-19の影響により、データを取り始めた2003年以降はじめて減少し

た（UNODC 2023 11, 17）。性別で見ると、女性と女兒が被害全体の60%を占めているが、2019年と比較して、100,000人の女性・女兒あたりの被害者発見数は11%減少し、その一方で、100,000人の男性・男児あたりの被害者発見数については3%増加している（UNODC 2023 19, 22）。加えて、性的搾取目的での人身取引（24%減）、国境を越えた人身取引（21%減）の被害報告は減少しているが（UNODC 2023 17）、過去5年では強制的な犯罪行為への従事や、性と労働の混合形態の搾取を目的とした被害といった新しい形態の人身取引被害者の増加がみられる（2020年のデータでは、被害全体の10.2%）。また、2018年のデータをまとめた2021年の報告書発行の時点では、性的搾取目的の人身取引が全体の50%を占め、労働搾取目的が38%、その他の搾取（強制的な物乞い、強制結婚等）目的が12%を占めていたが（UNODC 2021 11, 16）、2020年のデータでは、UNODCがデータを取り始めた2003年以降はじめて性的搾取目的と労働搾取目的の人身取引被害の発見数が40%をやや下回る程度で同じになったという（UNODC 2023 22）。

労働搾取に分類される被害が報告された産業や職種の詳細をみると、農業（29%）、漁業（28%）、家事労働（10%）、清掃業（8%）、路上販売（8%）、建設業（6%）となっており、エンターテインメント、鉱業、ケータリングおよびホスピタリティがそれぞれ3%、看護（Nursing）および縫製業がそれぞれ1%である（UNODC 2023 37）<sup>iii</sup>。また、2020年のデータでは、国内でおこる人身取引被害が60%となっており、パレルモ議定書策定時に議論の中心となっていた、国境を越えておこる人身取引被害は40%となった（UNODC 2023 42）<sup>iv</sup>。

## （2）各国の統計および認定からみる課題

上記のデータは、UNODCが収集可能であった141か国から報告されたデータを整理したものである（UNODC 2023 12）。そのため、UNODC自身も推測するように、COVID-19によるロックダウン等の影響で、より見えにくい状況下での搾取が増加したり、人身取引がよりアンダーグラウンドで行われるようになったりしたことが発見数減少の要因である可能性を否定できない（UNODC 2023 22）。つまり、このデータが「人身取引」の「実態」を正確に示しているとはいえない。さらにいえば、パレルモ議定書に示された国際定義はあるものの、こうしたデータは、各国において何を「人身取引」として認識し、誰がどのようにその事例を特定し、数えているのかが異なるなかで出された数値でしかない<sup>v</sup>。「『人身取引』の統計とはいっても、実際には人身取引とは違うものを一緒に数えている」<sup>vi</sup>といった解釈ができるように、そもそも人身取引の国際定義がなかった頃には別の用語で捉えられてきた現象—たとえば「児童買春」や「子ども兵」ないし「強制結婚」や「債務労働」—を全て含めて人身取引としてカウントしている場合もあれば、そうではない場合もある。

そのうえ、2010年代以降、主にヨーロッパ大陸へ向けて加速した非正規の国際移動に代表されるように、「難民」と「労働移民」との境界が極めて曖昧になった。同時に、「移住労働」との連続性のなかで人身取引被害が発生しているとの見解が主流になるとともに、

「難民」として保護された人々であるがゆえにコミュニティからの支援が得られにくい場合や、社会的にも文化的にも孤立を招きやすい環境にある場合は、容易に人身取引のターゲットになるリスクが高まるという現状も改めて指摘されるようになった (Serughetti 2018)。こうした状況下では、国連の「保護する責任」という視点から考えても、どの枠組みで人を保護するかによって、関連する組織が異なってしまう。人身取引を「国際組織犯罪」の観点から予防し、被害者を保護しようとするればUNODCが主要機関となるが、いわゆる「(労働) 移民」のスキームで考えればIOMであり、さらに「難民」であればUNHCRが主要な保護機関となる。つまり、人々の保護の枠組みと法的位置づけが異なるため、その現象に関与している人々を一定のカテゴリーに当てはめるためには慎重な姿勢が必要になるのだ (Shimazaki 2023)。同様に、一国内においても、人身取引を対象とした包括法があるのか、搾取された労働（職種）の形態がどのような法に規定されているのか、産業や職種がフォーマルセクターとインフォーマルセクターのどちらに位置付けられるのかなどによって、政府がその「できごと」を「人身取引」と見なして加害者の訴追や被害者の認定をするかどうかは異なる。このように、統計や各国の認定数から「実態」を把握するには限界もあり、それぞれの支援現場においても見ているものが異なるといった事態が起きているのが現状である。

### (3) 米国による「人身取引報告書 (TIP報告書)」の日本への影響

ここで、パレルモ議定書とともに日本の人身取引対策や市民活動に大きな影響を及ぼしてきた米国の人身取引対策について概観したい。

米国においては、人身取引を「現代奴隷制」と位置づけて対策をたててきた。米国国務省が毎年発行しているTIP報告書によれば、人身取引の核心は「隷属化 enslavement」にあるとされる。そして、対策の最終目的は「奴隷状態に捉われた人々の解放」である (U.S. Department of States 2010 8)。しかし、人身取引対策を実践する支援の現場では、「奴隷状態に捉われた人々」の解放後に「サバイバー」支援を通して市民化を促し、家族の呼び寄せ等を含めて米国に社会統合させるところまでを視野にいれた支援体制が築かれてきた。

米国は2000年にTVPAとよばれる、人身取引被害者保護法 (Trafficking Victims Protection Act of 2000, P.L. 106-386) を成立させている。この法律は、「人身取引および暴力被害者保護法 (Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000, VTVPA) の一部である。また、TVPAが定義する「深刻な形態の人身取引」には「性的搾取目的の人身取引」と「意思に反した隷属や借金返済のための身体拘束、奴隷化を目的とした人身取引」の2つのタイプがある<sup>vii</sup>。TVPAの第110条では、世界各国の人身取引の状況を被害予防、加害者訴追、被害者保護の3つの領域において毎年調査し、4段階でランク付けをすること、その状況をTIP報告書にまとめて発行することが定められており、このランク付けは外交政策として機能しているとともに、日本を含め、世界各国における人身取引の解釈に影響を与えてきた。

このTIP報告書が日本の人身取引対策に与えた影響は大きく3つある。1つ目は、2004年に出された「人身取引対策行動計画」の策定のきっかけを与えたこと、2つ目は、2007年以降に対策が積極的に「日本人女性と子ども」の性的搾取を含むようになったこと、そして3つ目に「技能実習制度」を中心に外国人労働者の労働搾取を指摘することで、結果として技能実習制度の改定および廃止への動きを後押ししたということが挙げられる。TIP報告書の指摘は日本の民間団体による支援内容や市民活動、啓発活動にも大きな影響を与え、「人身取引」というフレームによって問題化しようとする社会問題の範囲を広げた。以下では、国際的議論と日本の「人身取引」をめぐる市民活動を対象とした多様なアクターによる相互作用を通し、日本における「人身取引」をめぐる議論の中心がどのように変化し、どのような現象が意図せざるとも周縁化されることになってしまったのか、その詳細を明らかにしていく。

## 2. 日本政府による人身取引への対応

### (1) 米国をはじめとした国際社会からの批判と日本政府の対応

日本ではまだ人身取引という用語が存在していなかった1980年代後半以降、フィリピン、タイ、またコロンビアから来日した外国籍女性が強制売春被害から逃れたところを社会福祉法人矯風会やHELP、サーラーといった民間の支援団体が保護し、その中で外国籍女性の性的搾取被害を「人身売買」として訴えてきた経緯がある（大野<sup>a</sup> 2017、佐々木 2012、人身売買禁止ネットワーク 2004）。日本政府は当時、こうした立場におかれていた女性たちを積極的に「被害者」として認め、具体的な策をもって保護支援をしていたわけではなかった。しかし、2004年に米国国務省が発行したTIP報告書によって日本が4ランク中3番目の第二階層の監視対象国と低い評価をうけたことに大きな影響を受け、人身取引対策行動計画を策定することになった。

前述のとおり、米国のTIP報告書は2001年から発行されている。同報告書は、発行当初より、日本人男性による海外での児童買春目的のツアーの問題や「援助交際」などを含め、日本が子どもの性的搾取に関する問題に真剣に取り組んでいないことを批判していた。これに対し、2009年に犯罪対策閣僚会議によって策定された「人身取引対策行動計画2009」では、「児童に対する性的搾取について、『ゼロ・トレランス（不寛容）』の観点から対処する」（犯罪対策閣僚会議 2009 6）ことが明記されるようになる。認定においては、2007年に国籍を「日本」とする女性が1名、人身取引被害者として認定されたことを始まりとし、2008年と2009年に2名ずつ、2010年には12名、2011年には4名が認定されるようになり、さらに2014年以降の年次報告書には、認定された者のうち「児童」の人数が公表されるようになった。パレルモ議定書の定義においては、18歳未満の児童の場合には暴力や脅迫、詐欺などの手段が用いられない場合でも性的搾取のために人を獲得したり引き渡したりすることは「人身取引」に該当することが定められている。そのため、日本では「援助交際」

「JKビジネス」ないし近年では「パパ活」と称されている現象も国際的な議論のなかでは「子どもの性的搾取」であり「人身取引」に該当する可能性がある。TIP報告書は、日本政府が外国籍女性や子どもの性的搾取のみならず、日本人女性や子どもの性的搾取についても人身取引として取り扱うことを後押しする役割を果たしたといえる（Sasaki 2020）。

3点目は、外国人技能実習制度への影響である。2004年以降2017年までの間、日本はTIP報告書のなかで第二階層に位置づけられ、とくに、日本政府は外国人労働者搾取のために技能実習制度を悪用し続けていると批判されてきた。技能実習制度は1993年に創設されたが、その前提には1989年の入管法改定によって「研修」という在留資格ができ、複数の中小零細企業が集まってつくった団体が一括して「研修生」を受け入れるという「団体監理型」の受け入れが可能となったことがある。「研修」の在留資格を持つ外国人が、1年間「研修生」として働いたのち、同じ会社で「技能実習生」として働くことができる仕組みが外国人研修・技能実習制度であった。93年当初は1年だった実習期間は97年には最大2年まで延長可能となるが、「研修生」は「労働者」ではないため労働基準関連法の適用はなく、研修手当を受け取るのみであった（川上 2007）。技能実習生に移行すると労働基準関連法の適用にはなるものの、当該制度のなかではパスポートを取り上げられたり、賃金や残業代未払いの状態でも過重労働が課されたり、強制貯金が課されたり、劣悪な環境に置かれたりしながら搾取されるケースが後を絶たなかった。こうした問題は、市民活動のなかでは「時給300円の労働者」<sup>viii</sup>として指摘されており、人身取引の枠組みのみならず国際的な批判を受けてもいた（川上 2007）。

そこで日本政府は、2009年の入管法改定によって「技能実習」という在留資格を創設し、1年目から実習生に労働基準関連法を適用させるようにするという対応を行った。また2016年には、「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を成立させ、制度自体は維持しつつも、この後も増え続けることが予想された技能実習制度下での外国人労働者の受入れを改善するための対応をみせた。本法律が施行されたこと、2017年にアダルトビデオ（AV）への強制出演の被害や「JKビジネス」を主な対象に「いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」（2022年6月24日「AV出演被害・『JKビジネス』対策会議」に名称変更）が内閣府に設置されたこと、さらにはパレルモ議定書の親条約である国際組織犯罪防止条約を批准するに至ったこと等が評価され、2018年6月発行のTIP報告書において、日本ははじめて第一階層に位置付けられることになったのである（U.S. Department of States 2018）。

2024年現在、TIP報告書による評価は再び第二階層に戻ったものの、上記の流れを受けた市民団体の活動やメディアによって、「技能実習制度は奴隷制度である」といった言説が広く日本社会にいきわたるようになった。一方、深刻な人手不足をはじめとした日本の労働市場からの「外国人材」の需要は益々大きくなり、日本政府は、国際貢献を目的とした制度である「技能実習制度」の今後について議論する有識者会議を設け、対応を試みる

ことになった。その結果、2024年3月には「育成就労」という制度を新設することが閣議決定され<sup>ix</sup>、2017年に既に創設されている「特定技能」と接続するような仕組みが整備されることになったのである<sup>x</sup>。なお、行動計画についても2014年以來の改訂版が2022年に発行され、「技能実習制度」上での搾取への対応を強化することや、児童を含み、AVへの強制出演被害を防止することが各所に盛り込まれた（犯罪対策閣僚会議 2022）。こうした法制度の改変は、日本政府がTIP報告書をはじめとした国際社会による批判に対応しつつも、いかにして日本社会における「性風俗産業における需要」や「外国人材獲得」に添えていけるかという葛藤のなかで実施されてきたといえるだろう。

## （2）日本政府の取組みの成果と課題

行動計画2004に基づく対策以降、日本の人身取引対策は、刑法に人身売買罪を新設するなどの加害者訴追、売春防止法を根拠とした婦人保護事業のなかで婦人（女性）相談所の一時保護を活用した被害者保護<sup>xi</sup>、「興行ビザ」の厳格化を含め水際対策をはじめとした予防の3本柱で成り立ってきた。警察や入管によって報告された人身取引被害者数の変化をみると、傾向としては、フィリピン、タイの女性の被害が2000年代も続いていること、そして2007年から認定されはじめた日本人、とくに若年、未成年女性の被害が主流になっていることがわかる（図表1参照）。また、数は少ないものの、2010年から男性被害者が報告されはじめており、労働搾取の分類のなかでは日本人男性の被害もみられるようになった<sup>xii</sup>（図表2参照）。統計上、日本に特徴的なのが、性的搾取や労働搾取とは別に「ホステス行為の強要」が搾取形態の枠として設けられていることで、このなかで被害が多く認定されている（図表3参照）<sup>xiii</sup>。さらに2022年7月発行のTIP報告書においては、それまで技能実習生の被害はほぼ認定されてこなかったが2021年には4名の技能実習生の搾取を人身取引としてはじめて認定したと評価されている（U.S. Department of States 2022）。

技能実習生の被害認定の背景には、2021年2月15日付の厚生労働省労働基準局から都道府県労働局長宛に出された「技能実習生に対する人身取引が疑われる事案への対応について」の影響もあると考えられる。本文書においては、（1）として労働基準法第5条の強制労働が疑われる事案のほか、「（2）技能実習生に対して、暴力、脅迫、監禁その他の強制力、詐欺、権力の濫用又はぜい弱な立場に乗ずるなどの手段を用い、従わざるを得ない状況で技能実習生を働かせていることが疑われ、かつ、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が疑われる事案、（3）自身に対する労働基準関係法令違反を理由として、技能実習生が実習実施者からの保護を希望している、又は機構から一時宿泊先の提供を受けた事案（ただし、労働搾取目的の人身取引に該当しないことが明らかな事案を除く。）」（厚生労働省労働局 2021）と事案の提示がなされている。

しかしながら、たとえば2023年に「人身取引」の事案として起訴されたのは43人、そのうち有罪確定したのは33人で、売春防止法、入管法、児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法、職業安定法等の違反などにおける有罪となっており、人身取引対策の中で最も注

図表1 日本政府によって認定された人身取引被害者の国籍及び人数の推移（2021年～2023年）

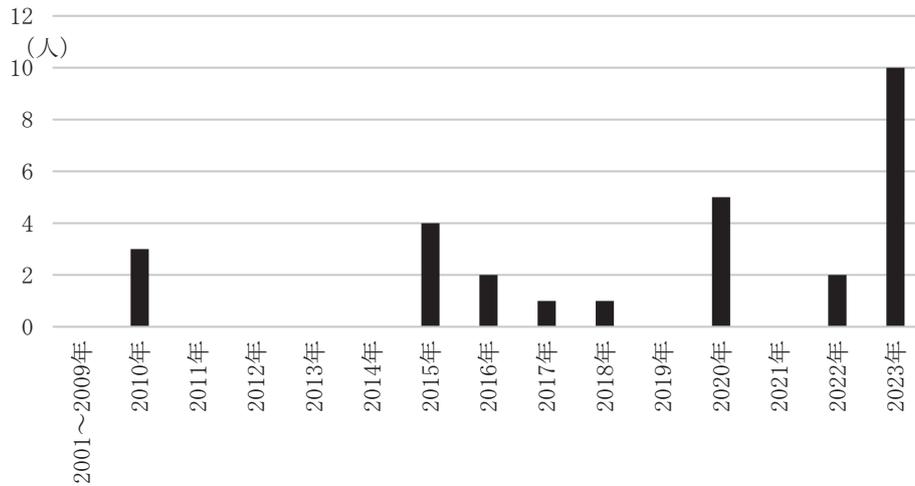
年	2001～ 2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
タイ	100	48	21	3	4	18	8		12	3
フィリピン	14	13	40	30	22	7	4	24	8	11
インドネシア	7		44	14	11					
コロンビア	52	5	1							
日本					1	2	2	12	4	11
カンボジア	2									
台湾	22	5	4	10		5	1		1	1
ベトナム										
韓国		3	1	1	5			1		1
その他	6	3	6			4	2			
合計	203	77	117	58	43	36	17	37	25	27

年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
タイ	6	1	10	9	8	3				1	
フィリピン	1	10	30	8	7	4	12	8	10	1	11
インドネシア											
コロンビア											
日本	10	12(1)	13(6)	25(12)	28(2)	18(1)	34(18)	30(20)	31(17)	44(33)	50(37)
カンボジア				7							
台湾									1(1)		
ベトナム									4		
韓国											
その他		2	1	1	2		1		1		
合計	17	25	54	50	46	25	17	38	47	46	61

( ) 内は児童数(18歳未満)

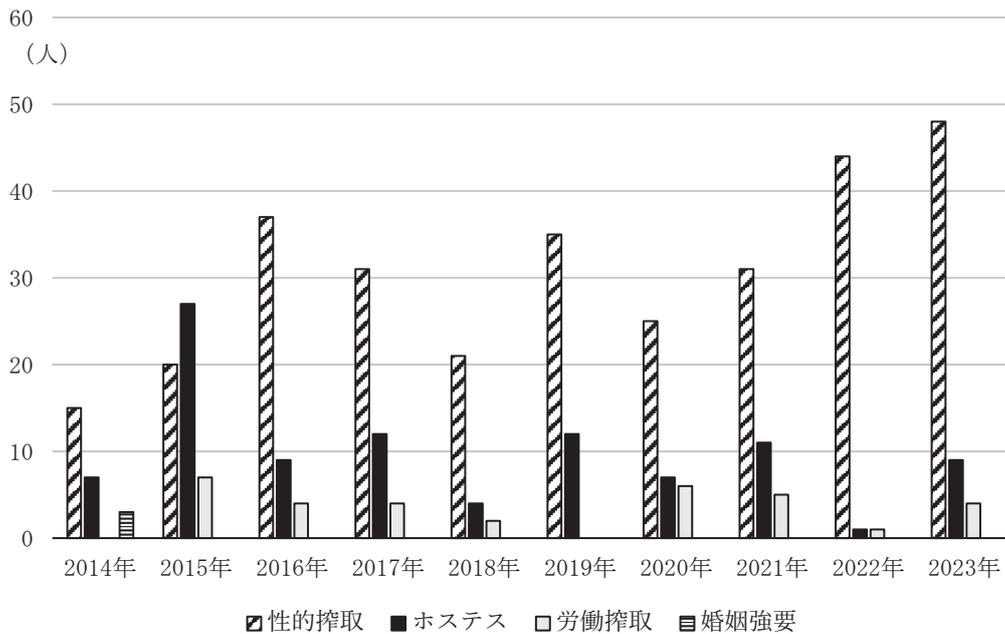
人身取引対策推進会議発行『人身取引対策に関する取組について』(平成27年～令和6年)等から筆者作成

目された刑法の人身売買罪の適用はほとんどないのが現状なのだ(人身取引対策推進会議2024 8-13)<sup>xiv</sup>。こうした被害者訴追状況に関し、裁判事例を考察した研究がいくつかなされているが、司法で考えられている被害者像はとても狭く、被害者がだれかの「支配下」にあって逃げられない状態であったことを証明することの難しさが指摘されている(大野b 2017、米田 2014)。たとえば、パスポートの取り上げがない、電話が利用可能な状況だった、冷蔵庫から勝手に飲み物を飲める状況だった等、「人身売買」の状況に置かれていたと認められなかった事例があるといった報告もある(米田 2014)。



人身取引対策推進会議発行『人身取引対策に関する取組について』（平成27年～令和6年）等から筆者作成

図表2 日本における人身取引被害男性数の推移



人身取引対策推進会議発行『人身取引対策に関する取組について』（平成27年～令和6年）等から筆者作成

図表3 人身取引被害者がうけた搾取形態の変遷

一方、2017年に保護されたカンボジア人女性7名については、カンボジアにおいて女性たちを勧誘した日本人男性をはじめ、スナックの経営者らに対し、未払賃金及び売春強要についての不法行為に基づく損害賠償を求めて前橋地裁に訴訟が提起されている。しかし、2023年2月、地裁は「女性たちの一部の者がカンボジア国内で働いていた飲食店が『従業員を店外に連れ出して性行為等をするのが可能な店』であった」と認定し、日本でもそ

うしたことが起こることが容易に認識し得たとして売春行為を強要された事実が認められず、損害賠償請求を棄却する判決が下されている。しかしその後、2024年4月、東京高等裁判所は女性たちへの不法行為に基づく損害賠償請求を許容し、加害者らに総額715万円の支払いを命じることになった<sup>xv</sup>。また、刑事では人身売買事件として扱われており、被告の3名はそれぞれ出入国管理法違反などで有罪判決を受けているという<sup>xvi</sup>。ただし、筆者らの調査では、カンボジアの市民団体における支援者のなかには「彼女たちがもともとカンボジアで働いていたのは、『そういう店』だったので、このケースは人身取引ではない」という、地裁の見解をそのまま踏襲する者もいた。このように、「人身取引」をめぐる解釈は、国境を越えて司法と市民活動における認識のねじれを生じさせており、各国における「被害者像」をめぐる議論の中心と周縁を絶えず編成しているのである。

### (3) 国際組織犯罪から国内の人権侵害へ

行動計画2004以降、日本においては国籍にかかわらず人身取引被害者は原則として婦人相談所等で保護されるようになったものの、警察や入管庁がどのように被害者を認定しているのかは開示されていない。そもそも、記載される報告書や資料によって、保護されたとして計上される被害者の人数（数値）が異なっている場合が多く、何をもち「保護」として記載されているのかは不明である。2017（平成29）年3月31日現在の被害者保護の状況を報告した厚生労働省の資料によれば、2001（平成13）年以降2017年3月までに保護した被害者はすべて女性で合計431名、うち424名は婦人相談所が担当したと記されている。

さらに、フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の89.1%を占めており、保護に至る相談経路の95.8%は警察もしくは入国管理局（当時）であったとの報告がある（厚生労働省子ども家庭局 2017）。一方、人身取引対策推進会議が毎年発行する『人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について（年次報告）』では、2001（平成13）年以降2016（平成28）年中の被害者は786名、うち「日本国籍者」が92名となっており、2016年にはじめて被害者のうち「日本人」が半数を越えることになったとされている（50名中25名）（人身取引対策推進会議 2017）。2023年6月発行の人身取引対策推進会議による年次報告によれば、2022年中の被害者総数は46名（女性44名、男性2名）で「日本人」が44名、「外国人」は2名（フィリピン1名、タイ1名）となり、18歳未満の児童は33名で、すべて「日本人」であったとされている（人身取引対策推進会議 2023）。こうした政府統計から明らかなのは、2015年までの日本における人身取引は、外国籍女性を対象とした国際組織犯罪として対応されていたのに対し、2016年以降は日本人女性を対象とした人権侵害として対応され、報告されるようになったということである。

### 3. 「人身取引」をめぐる市民活動の語り

ここまで、国際社会が定義し議論する人身取引と、日本政府が認定してきた人身取引を

めぐる統計や報告、「実態」の曖昧性や認定および保護にまつわる課題をみてきた。こうした状況下において、市民活動は人身取引をどのように捉え、いかに取り組んできたのだろうか。以下では、筆者らが20年余りにわたってかかわってきた市民活動および参与観察やアンケート調査、インタビュー調査を含めた研究活動において積み重ねられ共有されてきた知見と長年にわたり問題に取り組んできた人々の語りを資料として分析を試みる。

### (1) 人身取引被害者の「典型例」

2000年にパレルモ議定書が策定された時点での日本における人身取引(当時の呼称は「人身売買」)に対し、支援活動や啓発活動を牽引してきたのは、2003年に設立された人身売買禁止ネットワーク(以下、JNATIP)である。JNATIPは、研究者、弁護士、支援者の立場にあった3名を共同代表として、支援団体や研究者、学生などをメンバーとしたネットワーク組織としてスタートした。1980年代後半から「人身売買」に取り組んできた支援者たちが語る「典型的」な事例とは、フィリピン、タイ、コロンビア等の「途上国」において「女性」たちが「日本で良い仕事がある」とリクルートされ、ブローカーが手配した在留資格「興行」や日本人男性との偽装結婚、短期滞在、偽造パスポートなどで来日し、600万円にもおよぶ「架空の借金」を課せられたうえで、逃げたら母国の家族を殺す、休んだら罰金などと脅されながら、スナックやパブ等を含む性風俗産業において売春を強要されたり性的暴行を受けたりする搾取である。そして課せられた借金を返し終わりそうな頃には転売されるという国際的な犯罪であり、外国籍女性に対する暴力かつ人権侵害であった(JNATIP・F-GENs 2005)。1990年前後からは、状況に耐えかねたタイ人女性たちがスナックのママやボスを殺害するという事件が日本全国で相次ぐ一方、80年代後半から90年代にかけて被害を受けてきた女性たちのなかには、客として出会った日本人男性と結婚したのちDVの被害を受けたり、子連れホームレスとなったりして民間シェルターに現れる者もいた(佐々木 2012 60-61、東海林 2006 111-115)。

設立当初、JNATIPは人身取引の被害者を保護するための包括法をつくることを大きな目標のひとつとして活動していたが、こうした活動は現場で実際の支援に携わる人々、法律家、研究者という三者のチームワークによって支えられていた。法制化のためには、人身取引の被害者たちの声をどのように聴き、どのような被害者像のもとに保護支援の必要性や加害者訴追の重要性を訴えていくのか、人身取引の表象や被害者像の「見せ方」は非常に重要であり、それを効果的に実現できるチームが存在していたといえる<sup>xvii</sup>。上記に述べたような「典型的」な被害のほかにも、まさに親や親族に「売られて」きたという13歳、14歳の子どもたちもいれば、監視下から自力で逃げ出し、非正規滞在となりながらもなんとか日本での就労を継続している女性たちもいた。また、リクルートの時点で自分が性風俗産業で働くということは理解していたものの、日本における性風俗産業の位置づけや売春、監視下での壮絶な暴力については想像しておらず、公的な支援を求めることなく友人や知人の力を借りてひっそり帰国した人々などもいた(稲葉 2008、JNATIP・F-GENs 2005、

ロアイサ 2016など)。

しかし法制化のためには、多様な被害者のなかからなるべく自己責任や自業自得とは思われない被害者を「典型例」とする必要もあった。北澤(2001)は、ホルスタインとミラーの被害者論を引用して、「被害への責任の程度に応じて『被害者性』は脅かされ、被害に対して被害者側にも相当の責任があると考えられる場合、加害者と被害者の境界は限りなく曖昧になっていく」と指摘している。自己責任や自業自得と思わせない「典型例」にみられる「被害者性」の強調は、米国の人身取引被害者保護法の成立過程においても行われていたことである(佐々木 2007)。つまり、「典型例」を中心に人身取引という問題への社会的認知を獲得し、それへの社会的対応を求めていく過程では、「典型例」に当てはまらなかった大多数の人々の声は議論の周縁へと押し出されることになったのである。

## (2)「被害」と「自己責任」の境界の厳格化

2010年頃になると、様々な事情が重なり合い、JNATIPの活動は一旦下火となる。「典型例」をもとに婦人保護事業として被害者保護が位置付けられて行政予算がついたこと、刑法が改正されて人身売買罪ができたこと、研究者や学生が中心となって実施したシェルターや婦人相談所等を対象とした調査事業が2008年頃にはひと段落し、現場の支援者、法律家、研究者それぞれが各領域における当面の目標を達成してしまったことも一因であったようだ。これまで被害者を保護支援してきた民間シェルターの役割は変化し、元人身取引の被害者であったけれども法的ルートには乗らない、乗れない人々を母子支援や健康支援といった枠組みにおいて支援することが主要な役割となっていた<sup>xviii</sup>。ある支援者は、人身取引の状況からは逃れたものの、すでにオーバーステイとなって日本社会で懸命に生き延びていた人たちの状況については、行政との関係もあり、人身取引の枠組みのなかでは非常に語りにくいものがあったと回顧している<sup>xix</sup>。観光ついでに軽い気持ちでアルバイトをするはずが、性風俗産業から抜け出せなくなってしまったり、非正規滞在となりながらも働き続けていたりする「元被害者」は、「自業自得」と切り捨てられるような社会状況が強まっていたからである。

一方で、先に述べたように、国際社会における議論の焦点は外国籍女性の性的搾取から国内の女性や子どもたちの性的搾取、労働搾取の形態をとる人身取引やサプライチェーン上の搾取、「現代奴隷制」の議論へとその範囲が広がっていた。日本においても2007年からの「日本人女性」の性的搾取目的の人身取引被害者の認定および2009年の行動計画に掲げられた児童の性的搾取への「ゼロ・トレランス」の方針とともに、人身取引を取り巻く言説が国内化の方向で広がっていくことになった(佐々木 2019)。さらに、公的シェルターである婦人相談所が外国籍女性の人身取引被害者を公的に受け入れるようになったことによって、これまでの保護支援を担ってきた民間シェルターからは「典型例」であった外国籍女性の被害者の実際の顔がみえなくなっていた<sup>xx</sup>。こうしてJNATIPの活動の中心となっていた外国籍女性の性的搾取をその中身とした「人身取引」の語りは徐々に周縁化されて

いくようになり、JNATIPの活動そのものも一旦下火となった<sup>xxi</sup>。

他方で、「人身取引」と「現代奴隷制」とを代替可能な用語として語り、等閑視するような言説や取組みは、国際社会においても日本においてもますます増加していった。たとえば、英国では2015年に、オーストラリアでは2021年に「現代奴隷法」が成立している。また、米国では人身取引を現代奴隷制と捉えており、同国国務省は毎年TIPレポートで人身取引問題に精力的に取り組んできたNGOや運動家を人身売買（人身取引）と闘う「ヒーロー（英雄）」として選出している。2013年には、日本における外国人労働者の労災や賃金未払い、外国人研修生や技能実習生の搾取問題に長年取り組んできた鳥井一平氏（現JNATIP共同代表）が「ヒーロー（英雄）」として表彰された<sup>xxii</sup>。同時期に、TIP報告書で批判された「JKビジネス」や「AV出演被害」を人身取引とみなす語りをJNATIPが取り入れ始めるようになり、JNATIPの構成団体にも変化がみられるようになった。このような経緯を経て、日本の市民活動における「人身取引」の語りは、日本国内の日本人女性の性的搾取と技能実習生の労働搾取を中心とし、そうした課題を支援対象としてきた団体を中心となって啓発活動を再開することとなったのである。

#### 4. 二項対立の限界：スペクトラムという視点

このように変化してきた反人身取引をめぐる日本の市民活動の語りは、国際社会における「現代奴隷制」の廃止に向けた社会運動と呼応しながら「典型例」をつくりだすようになっていく。国際組織犯罪としての「人身取引」の語りは、国家の安全や秩序維持のために加害者を取り締まり、さらなる被害を予防するために被害者を保護支援するという流れのなかで構築されるが、「現代奴隷制」の語りは、被害者とみなされるカテゴリーに属する人々の側から「奴隷の解放」や奴隷的な労働形態の廃絶を訴えるものとして構築される。このような市民活動や社会運動は、二項対立的に立ち上がった舞台のうえで一たとえば、先進国と途上国、送出国と受入国、男性と女性、被害者と加害者、雇用主と被雇用者、支援者と被支援者など一女性、被害者、被雇用者、支援者、受入国、先進国の立場から人身取引を啓発し、それらの間にある非対称な関係性や構造的な抑圧に着目しつつ脆弱な立場に置かれた人々の側に立って権利を擁護し、不公正で不平等な社会を変革しようとその力を発揮してきた。

しかしながら、そうした市民活動の在り方は、時に「被害者」としてカテゴライズされた人々へのステレオタイプを強化し、「かわいそうな被害者」像をつくりだしてしまうことによって当事者の主観的認識とはずれた議論をしてしまったり、かえって社会の無関心やスティグマ化を助長し、他者化に加担してしまったりすることもあった（青山 2007、高谷 2018）。現実には、「元被害者」が「加害者」へと転じることもあれば、「加害者」にみえていた人が別の角度からみれば「被害者」であることもあり、安易な二分法では問題は解決しない。そのうえ、日本においては「被害者」と認定されたところでIOMによる

帰国支援の枠組みにのり、経済的保障は何もないまま帰国する以外の選択肢がほとんど存在していなかった。こうした背景から、女性を一様に「被害者化」することへの反省とともに、エージェンシーを強調した研究やインターセクショナルリティに着目した研究、「途上国」において当事者が実施する運動や元被害者のピアサポートやセルフヘルプグループを通じたエンパワメント活動も行われてきた（齋藤 2024、田中 2017）。

稲葉（2008）は、人身取引という問題の立て方は犯罪組織からみたものであることを指摘しつつ、しかし先行研究では、移動する個人に焦点があてられるか、もしくは世界システム論に代表される歴史・構造分析の視点からのアプローチが主流であったと述べる。そのうえで、ブローカーや斡旋業者、あるいは国家の制度政策といった移住を媒介する行為者や組織がいかに関与しているのか、そうした移住を媒介する行為者が国家間や性別の非対称な関係性をいかに利用しているのかを指摘することの重要性を論じている（稲葉 2008）。そして現在、こうした移住を媒介する行為者や組織の多様化、雇用形態や労働形態の多様化、インターネットやソーシャルメディアの普及による情報の流通経路の多様化がますます促進され、海外就労におけるマッチングの簡素化も実現するようになっている。移住を媒介する行為者の多様化は、国内に就労の機会がほとんどない、あるいは生活困窮が著しいことを背景として斡旋業者に言われるがまま子どもを売ったり、移住労働に活路を見出そうとしたりする「途上国」の女性や若者をターゲットとした人身取引だけでなく、ネットサーフィンをしている間に見つけた「闇バイト」や「高収入バイト」に軽い気持ちで自ら応募する「先進国」の若者をともにターゲットとする人身取引も可能にしたことになる<sup>xxiii</sup>。

このような社会経済構造の変化とともに、人身取引を固定的あるいは二項対立的に捉えたり、労働者が奴隷かを二分して考えたりする状況に限界がみられるようになり、近年ではその被害をスペクトラム（spectrum）ないし連続体として捉える視点が注目を集めている。青山とルバイ（2023）は、グローバル資本主義経済のもたらした経済格差に対応するための当事者の行為の一つとして国際移動を伴う性取引を位置付け、フランスと日本において調査を実施している。当該調査では、出身国、エスニシティおよび在留資格や受入国の法や社会状況等によって、労働か性奴隷かに分類できない多様な性取引の実態がみてとれ、当事者のもつネットワークが複数の回路をもっているか否かによって当事者の脆弱性が左右されることが明らかになったという。

性風俗産業以外の労働においても、たとえばカナダでは、被害者の法的支援の観点から「人身取引は搾取の連続体（spectrum）のなかに位置付けられる」とされている（Canadian Council For Refugees, 2020）。いわゆる、ディーセントワークとよばれる、「働きがいのある人間らしい仕事」「自由、公平、安全と人間としての尊厳を条件とした、全ての人のための生産的な仕事」<sup>xxiv</sup>と「人身取引」とみなされる搾取状況とが分離独立した異なる空間に成立しているのではないという前提のもとに、たとえば労働法違反、他の法制度に基づく人権侵害、さらに犯罪として刑事罰に問うべき被害（搾取）との連続体のなかに人身取引被

害を位置づけようという試みである。また、こうした被害は一定の方向性で順番に起こるのではなく同時に起こることや、一時的に労働法違反が起こってもディーセントワークの状態に戻ることもあると述べられている（Canadian Council For Refugees, 2020）。このような見解は、ある人の経験が「人身取引」として法的に定義されるか否かにかかわらず、その人が被ったとされる被害からの回復をできるだけ保障するためにはどの法律を行使して被害を訴える必要があるのか、といった観点から「搾取」を捉え、そのなかに「人身取引」が含まれ得るとの考えに基づく。すなわち、そこでおきた「できごと」がどう法的に定義されようと、「被害者」が経験した被害から回復できるような具体的な支援方法を確立しようとしているということだ。

しかし依然として、こうしたスペクトラムの視点から人身取引を捉えることが具体的な被害者支援につながるのは、「国際社会」と称されることの多い「先進国」でおこる人身取引が中心であることも事実だ。近年の「途上国」における経済成長は目覚ましく、たとえばカンボジアのプノンペンには数々のブランド店を有する巨大なショッピングモールが立ち並び、経済特区は開発中も含めて約30か所にのぼるようになった（日本貿易振興機構2024）<sup>xv</sup>。だが、こうした開発の在り様は、同時に多くの歪みを生み出している。歪んだ都市開発においては、もともとその地に暮らしていたが土地所有権を持たない人々が強制移住させられ、立ち退き後には何の保証もなく、就職の機会も大変乏しい状態で取り残されたままであることもしばしばおこっている。搾取的な労働状況であってもほかに生き延びるための選択肢はほとんどなく、「ディーセントワーク」と呼びうる労働も存在しない。

そうした環境下に生きる人々にとっては、「技能実習生」として日本での就労のチャンスがあるという情報すら入手困難であり、移住労働を自ら選択することもできない。「技能実習生」は「奴隷」どころか「成功者」としてさえ捉えられ、そこで起き得る搾取や被害は「人身取引」ではなく「移住労働の失敗」と位置づけられ得る。先に挙げたように、日本で「人身取引被害者」として認定されたカンボジア人の女性たちは、「もともと『そういう店』で働いていたのだし、自らの希望で『そういう店』での移住労働を希望したのであるから、人身取引被害者ではない」と見なされ、「仕事も情報もない場所で、移住労働を斡旋するとして近づいてきた唯一のリクルーターに完全に騙されて海外に売られ、完全なる支配下におかれたうえで選択の余地なく強制売春をさせられた少女」こそが「人身取引」の被害者である、といった見解が未だに支援者間の根底にあってもおかしくはない。グローバル資本主義経済の展開は、植民地主義政策によって構築された「先進国」と「途上国」の経済的不均衡をもたらすグローバルな構造的差別を維持したままなされている。非対称な関係に基づく構造が維持されたままでは、最も脆弱な立場に置かれた—あるいは脆弱な立場に置かれた（vulneralized）—一人々が活用できる社会資源、人的資源は限られている。こうした場所においては、パレルモ議定書策定時に国際的議論の中心となった人身取引の「典型例」が今なお、言説的には周縁化されながらも議論の中心に位置づくべき現実であり続けている。

## おわりに

本稿では、人身取引や現代奴隷制をめぐる国際的議論、日本政府による人身取引被害者認定の報告、日本における人身取引をめぐる市民活動や啓発活動に携わってきた人々の語りの中心がいかに変化しつつ「人身取引」という問題を構築し続けているのか、その全体像を概観してきた。日本における人身取引をめぐる市民活動は、自分たちが対象とした目の前の被害者から人身取引を語ってきた。被害者のなかには壮絶な暴力を生き延び、何とかその状況から逃れて支援団体にたどり着いた者、逃れたのちに支援団体を頼ることなく自らの道を切り開いた者、あるいは、ひっそりと帰国した者もいた。しかし、人身取引の実態が社会的認知を得て、社会問題として対応され、法制度の制定につながるためには、ステレオタイプ化された「かわいそうな被害者」像が必要でもあった。市民活動として被害の実態を訴えるなかで、その像は政府のパターンリスティックな企図に利用されてしまったり、「典型例」に当てはまらない人々の被害を自己責任論に帰結することを正当化してしまったりすることもあった。だが一方で、「ディーセントワーク」が実現し得る日本においては、人身取引の目的である「搾取」をスペクトラムの視点から捉えることも可能であり、「AV出演被害」や政府による公的な移住の枠組みである「技能実習制度」にみられる搾取的状況を「現代奴隷制」の一形態であるとする言説も拡がる余地があった。あらゆる行為が商業化ないし労働化されるなか、「人身取引」はグローバル資本主義経済の歪みに影響を受ける人々の非対称な選択の在り様を問題化し、市民活動はそうした選択の先にある搾取的労働環境を是正すべく対応をしてきたのである。

人身取引をめぐる国際的議論や市民活動の語りの中心と周縁は絶えず変化し得る。「途上国」の経済成長や移住を媒介する行為者・組織の多様化を背景に、国際移住労働が可能となった人々の層は広がりを見せ、グローバル資本主義経済をフル活用できる層とそれに巻き込まれて全てを奪い取られる層とが国境をこえて入り乱れるようになり、人身取引の形態も多様化している。一方で、今なお、移動に関する選択肢を実質的に奪われ、仕事内容に関する選択の余地も全くないまま、募集から雇用先での状況のすべてにわたって完全に支配下におかれた人々がターゲットとなるような国境を越えた人身取引も存在し続けている。今後の市民活動においては、パレルモ議定書の国際定義をもとに「人身取引」を一括りに論じるのではなく、ローカルな文脈において異なる支援ニーズをもつ一人ひとりの背景に応じた「人身取引」の解釈を鍛え、具体的な支援を担っていくことが大きな課題となるだろう。

## 参考文献

- 青山薫, 2007, 『「セックスワーカー」とは誰か——移住・性労働・人身取引の構造と経験』大月書店。  
 青山薫, エレン・ルバイ, 2023, 「安全な移住セックスワークを可能にする条件」『社会学評論』(74),  
 3=295, 51-468.

- 稲葉奈々子, 2008, 「女性移住者と移住システム 移住の商品化と人身売買」伊藤るり・足立真理子編著『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉再生産領域のグローバル化』作品社, 47-67.
- 大野聖良a, 2017, 「日本における『人身取引』の問題化——『人身取引』概念の変遷を手がかりに」『清泉女子大学人文科学研究所紀要』(38), 55-74.
- 大野聖良b, 2017, 「日本における人身取引対策の現段階」大久保史郎, 樋爪誠, 吉田美喜夫編著『人の国際移動と現代日本の法——人身取引・外国人労働・入管法制』日本評論社, 189-219.
- 川上園子, 2007, 「外国人研修・技能実習制度」反差別国際運動日本委員会編『講座人身売買——さまざまな実態と解決への道筋 (IMADR-JCブックレット12)』反差別国際運動日本委員会, 99-120.
- 北澤毅, 2001, 「少年事件における当事者問題」中河伸俊, 北澤毅, 土井隆義編『社会構築主義のスペクトラム: パースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ出版, 114-132.
- 厚生労働省子ども家庭局, 2017, 「婦人相談所等における人身取引被害者の保護状況」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000065115.pdf> (2024年10月26日閲覧)
- 厚生労働省労働局, 2021, 「技能実習生に対する人身取引が疑われる事案への対応について」[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tc5751&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc5751&dataType=1&pageNo=1) (2024年10月26日閲覧)
- 齋藤百合子, 2024, 「人身取引防止のための社会開発論的研究——治療や支援の対象の被害者 (Patient) から変革の主体 (Agent) への変容の可能性」『大東文化大学紀要』(62), 265-283.
- 佐々木綾子, 2007, 「人身取引と売春女性の『被害者性』——米国の取組みの意義と課題」『ジェンダー研究』(10), 59-80.
- 佐々木綾子, 2012, 「日本の人身取引をめぐる政策過程の分析——2004年行動計画策定までを中心として」『上智大学社会福祉研究』(36), 53-71.
- 佐々木綾子, 2019, 「『人身取引』をめぐる境界線の交渉——関係性のなかの『尊厳』と『正義』」『ソーシャルワーク研究』(45) 3, 44-51.
- 佐々木綾子, 2020, 「国際社会福祉を『人の国際移動』に対応する福祉へ」, 岡伸一・原島博編著『新世界の社会福祉第12巻 国際社会福祉』旬報社, 366-378.
- 島崎裕子, 2018, 『人身売買と貧困の女性化——カンボジアにおける構造的暴力』明石書店.
- 東海林路得子, 2006, 「人身売買被害者の定住化で何が起きたか——1996年から2000年まで」女性の家HELP編『希望の光をいつもかかえて 女性の家HELP20年』日本キリスト教婦人矯風会.
- 人身取引対策推進会議, 2017, 『人身取引対策に関する取組について』(平成29年5月30日) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai3/honbun.pdf> (2024年10月31日閲覧)
- 人身取引対策推進会議, 2023, 『人身取引 (性的サービスや労働の強要等) 対策に関する取組について』(令和5年6月30日), <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai9/honbun.pdf> (2024年10月31日閲覧).
- 人身取引対策推進会議, 2024, 『人身取引 (性的サービスや労働の強要等) 対策に関する取組について』(令和6年7月30日), <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai10/honbun.pdf> (2024年11月1日閲覧).
- 人身売買禁止ネットワーク (JNATIP) 編・吉田容子監修, 2004, 『人身売買をなくすために——受入大國日本の課題』明石書店.
- 人身売買禁止ネットワーク (JNATIP)・お茶の水女子大学21世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」(F-GNEs), 2005, 『「日本における人身売買の被害に関する調査研究」報告書』人身売買禁止ネットワーク.

- 高谷幸, 2018, 「現代日本におけるジェンダー構造と国際結婚女性のシティズンシップ」安里和晃編『国際移動と親密圏——ケア・結婚・セックス』京都大学学術出版会, 49-78.
- 田中雅子, 2017, 『ネパールの人身売買サバイバーの当事者団体から学ぶ——家族, 社会からの排除を越えて』上智大学出版
- 犯罪対策閣僚会議, 2009, 『人身取引対策行動計画2009』<https://www.google.com/url?sa=t&source=web&rct=j&opi=89978449&url=https://www.moj.go.jp/isa/content/930002444.pdf&ved=2ahUKEwiOg-ix5beJAxUUUUhHb4-I8oQFnoECAoQAQ&usg=AOvVaw3s4pum4GanIXXLJqAuOdae> (2024年10月31日閲覧)
- 犯罪対策閣僚会議, 2022, 『人身取引対策行動計画2022』<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/221220/honbun-2.pdf> (2024年10月27日閲覧)
- ロアイサ, マルセーラ. 常盤未央子・岩崎由美子翻訳, 2016, 『サバイバー——池袋の路上から生還した人身取引被害者』ころから.
- 山田美和編, 2016, 『「人身取引」問題の学際的研究——法学・経済学・国際関係の観点から』アジア経済研究所.
- 米田真澄, 2014, 「人身売買罪の新設で何がかわったか」『女性学評論』(28), 70-86.
- Canadian Council For Refugees, 2020, *Human Trafficking and the Law How to Protect Trafficked Persons—A Guide to Legal Practitioners*, <https://ccrweb.ca/sites/ccrweb.ca/files/human-trafficking-and-the-law-a-guide-web.pdf> (Accessed 12. January 2025)
- Kempadoo, K., 2016, The War on Humans: Anti-trafficking in the Caribbean. *Social and Economic Studies*. 65 (4), 5-32.
- Ogawa,R., 2020, Use and Abuse of Trafficking Discourse in Japan, *Journal of Population and Social Studies* 28, 106-125.
- Sasaki, A., 2020, Are “Trained” Migrants and “Educated” International Students at Risk? Understanding Human Trafficking in Japan. *Journal of Human Trafficking* 6(2), 244-254.
- Schauer, E. and Wheaton, M.E., 2006, Sex Trafficking Into The United States: A Literature Review. *Criminal Justice Review* 31 (2), 146-169.
- Serughetti, G., 2018, Smuggled or Trafficked? Refugee or job seeker? Deconstructing rigid classifications by rethinking women’s vulnerability. *Anti-Trafficking Review* 11, 16-35.
- Shimazaki, Y., 2023, Considering the Effectiveness and Achievement of SDGs Towards Combating Human Trafficking. In Urata, S., Kuroda, K., and Tonegawa, Y. (Eds.). *Sustainable Development Disciplines for Humanity Breaking Down the 5Ps—People, Planet, Prosperity, Peace, and Partnerships*, Springer, 133-145.
- UNODC, 2021, *Global Report on Trafficking in Persons 2020* <https://doi.org/10.18356/9789210051958> (Accessed 27. October 2024)
- UNODC, 2023, *Global Report on Trafficking in Persons 2022*. <https://doi.org/10.18356/9789210023351> (Accessed 27. October 2024)
- U.S. Department of States, 2008, *2008 Trafficking in Persons Report*. <https://www.state.gov/reports/2008-trafficking-in-persons-report/> (Accessed 27. October 2024)
- U.S. Department of States, 2010, *2010 Trafficking in Persons Report*. <https://www.state.gov/reports/2010-trafficking-in-persons-report/> (Accessed 27. October 2024)
- U.S. Department of States, 2016, *2016 Trafficking in Persons Report*. <https://www.state.gov/reports/2016->

trafficking-in-persons-report/ (Accessed 27. October 2024)

U.S. Department of States, 2017, *2017 Trafficking in Persons Report*. <https://www.state.gov/reports/2017-trafficking-in-persons-report/> (Accessed 27. October 2024)

U.S. Department of States, 2020, *2020 Trafficking in Persons Report*. <https://www.state.gov/reports/2020-trafficking-in-persons-report/> (Accessed 27. October 2024)

## 注

- i 本稿ではtrafficking in personsの日本語訳として「人身取引」を用いる。ただ、論者によっては「人身売買」という表現を用いている場合もあり、本文中では適宜「人身売買」という用語も使用している。
- ii 佐々木綾子・大野聖良・島崎裕子「国境を越える人身取引被害予防・被害者支援のための学際的協働——日本における対策の課題と提言」移民政策学会2022年度大会自由報告にて（2022年5月28日・静岡文化芸術大学開催）。
- iii 2012年から2020年の間に起訴された89ケース、890人の被害者に基づいているとの注釈がある（UNODC 2023 37）。
- iv 2017年は69%、2018年は65%、2019年は55%が国内でおこった人身取引であったことから、少なくとも過去5年の傾向であり、COVID-19による影響ではないものと推測できる（UNODC 2023 42）。
- v パレルモ議定書の定義は、当初より、その曖昧性が生み出す問題の指摘や法的定義が定められていないことへの批判がある（たとえば、Kempadoo 2016, Schauer & Wheaton 2006）。
- vi トロント大学ディアスポラ研究所Antonela Arhin氏との議論より（2019年8月8日）。
- vii P.L. 106-386 Sec 103、(8) および (9)。
- viii 当時の研修生の状況については、以下の文献に詳しい。外国人研修生問題ネットワーク編。2006、『外国人研修生——時給300円の労働者』明石書店。
- ix 「『育成就労』閣議決定 外国人労働制度を転換」毎日新聞2023年3月16日東京朝刊。
- x 市民活動のなかでは、「育成就労は技能実習の看板の掛け替えに過ぎない」といった批判もあり、労使平等の観点から制度を検討しなおすべきだとの意見もある。NPO法人移住者と連帯する全国ネットワークホームページ (<https://migrants.jp/news/office/0530.html>) 参照（2024年10月27日閲覧）。
- xi 女性を支援するにあたり、売春防止法を根拠とした婦人保護事業には多くの課題があったことから、2022年には「女性支援法」が成立した。人身取引被害者保護は、本法によって規定されるようになった。
- xii 人身取引対策推進会議の年次報告によると、建築作業や労務作業、飲食店、露天商などの労働搾取が挙げられている。
- xiii 人身取引の搾取類型に関する情報は、2014年から人身取引推進会議の年次報告書で公表されるようになったため、それ以前は断片的にしか把握することができない。しかし、政府の報告書に掲載されていた事例をみると、2014年以前に政府によって認定された人身取引被害者は性的搾取の被害を多く受けていたと推察できる。なお、搾取形態の統計にある、「ホステス」というカテゴリーの設定理由について筆者が警察庁に問い合わせた際、警察では過去の被害実態を鑑みて、「ホステス」では人身取引の被害が発生しやすいという認識をもっているため、「性的搾取」「労働搾取」とは別にこの項目を設けており、「性的搾取」のケースはこの項目には含まれていないとの回答を

うけた。また、被害実態に関する統計では搾取類型の詳細な定義はなされておらず、搾取がどのような法によって被害とみなし得るのか（例えば売防法、入管法、労基法等）によるのではないかと考えられ、それぞれの形態の混合型も多くあると推測できる。

- xiv たとえば、人身取引事犯としての逮捕事例として、人身取引対策推進会議の2024年度報告書によると、暴行強迫を用いて知人女性を強制的に売春させたケース（売春防止法違反）、興行ビザで来日したフィリピン人エンターテイナーからパスポートを取り上げて、社交飲食店のホステスとして稼働させたケース（入管法等違反）、ホストクラブの従業員が店の売掛金の返済名目で客の女性に現金を要求し、スカウトマンを介して売春をさせたケース（売春防止法、職業安定法違反）が挙げられている（人身取引対策推進会議2024 13）。
- xv 「伊香保の人身取引事件でカンボジア女性7人、逆転勝訴「売春は真意じゃない」経営者らに慰謝料700万円の支払い命令 東京高裁」『弁護士ドットコムニュース』2024年5月2日 [https://www.bengo4.com/c\\_18/n\\_17519/](https://www.bengo4.com/c_18/n_17519/) (2024年10月26日閲覧)
- xvi 同上。
- xvii 支援者へのインタビュー調査より（2019年4月19日実施）。
- xviii 支援者へのインタビュー調査より（2019年4月19日実施）。
- xix 支援者へのインタビュー調査より（2019年4月19日実施）。
- xx 支援者へのインタビュー調査より（2019年4月19日実施）。
- xxi JNATIPホームページに掲載されている「活動のあゆみ」によると、2010年7月に「日本の人身売買の課題と今後の取組－国連報告を受けて」と題したシンポジウムを実施して以来、2012年11月に「てのひら・人身売買に立ち向かう会」が主催となったシンポジウムの共催としての活動が記されるまでに2年余りの空白がある。詳細は以下を参照。<https://www.jnatip.net/history>（2024年4月8日閲覧）
- xxii 2021年には日本の外国人技能実習制度の問題に取り組んできた、弁護士の指宿昭一氏も「ヒーロー（英雄）」として表彰された。
- xxii 近年では、日本人女性の「出稼ぎ売春」がアメリカやオーストラリア、韓国などで議論となっており、たとえば「列島の少女たち」という題でネット上に広告を出していた経営者らとともに日本人女性も逮捕されたことなども報道されている。時事通信外信部「日本人女性『出稼ぎ売春』か ソウルで経営者検挙——韓国警察」（2024年5月11日）<https://www.jiji.com/jc/article?k=2024051100369&g=int>(2024年11月1日閲覧)
- xxiv ILO駐日事務所ホームページ（<https://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/decent-work/lang-ja/index.htm>）より（2024年3月15日閲覧）
- xxv 日本貿易振興機構プノンベン事務所でのインタビュー調査より（2024年2月1日実施）。投資については、2022年には中国からの投資が84%と突出して多く、タイ、日本、シンガポールならびに英国領（ケイマン諸島、バージン諸島）からの投資で合わせて約90%を占めている。